

## 大紀町ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項

### 1. 募集概要及び目的

大紀町では、ふるさと納税に寄附をいただいた町外在住の方に返礼品として地元の産品などを贈呈しています。

ふるさと納税制度を活用し、魅力的な返礼品を揃えて、当町の特色ある地域資源や地元特産品等のPR及び販売促進と、地場産業の振興や地域経済の活性化等との相乗効果を図るため、返礼品として商品やサービス（以下、「返礼品等」という。）を提供していただける法人、企業、団体又は個人事業者（以下「取扱事業者」という。）を募集します。

### 2. 募集条件

返礼品の取扱事業者への登録を希望する場合は、次に掲げる要件のすべてに該当しているものとする。

- (1) 各種法令を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が大紀町内にある法人、企業、団体又は個人事業者であること。
- (3) 大紀町暴力団排除条例（平成23年3月14日条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に該当する暴力団員等暴力団関係事業者ではないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。
- (5) 大紀町の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 町税等の滞納がないこと。
- (7) 大紀町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- (8) 委託先事業者が必要とする書類の提出が可能であること。
- (9) この要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができること。

### 3. 返礼品について

募集する返礼品は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号に規定する総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」

という。)のいずれかに適合するものであること。

- (2) 大紀町の魅力を町内外に発信できるものであり、地域産業の振興につながる返礼品等であること。
- (3) 大紀町で生産、製造、加工、又は原材料の主要な部分に町内の原材料を使用しているもの、町内で提供されているサービスのいずれかに該当していること。
- (4) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、大紀町のふるさと納税の返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (5) 使用対象となる地域や期間を限定せずに使用できる金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント、マイル、通信料金等)でないこと。
- (6) 品質及び数量等、安定供給が見込めること。ただし、期間限定、季節限定や数量限定等で供給可能なものは取り扱う。
- (7) 返礼品等は、原則、発注から1ヶ月以内に発送すること。
- (8) 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、原則として1週間以上の消費・賞味期限が保証されていること。

鮮度が高く要求されるもの(生鮮食品等)については、この限りではないが、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。

- (9) 宿泊券、食事券や体験等のサービス提供等の場合は、寄附者名を記名したうえで、原則、有効期限が発行日から1年間程度あること。

#### (参考) 地場産品基準

(ア) 大紀町内において生産されたものであること。

(イ) 大紀町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

(ウ) 大紀町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

(エ) 大紀町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。

(オ) 大紀町の広報の目的で生産された大紀町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から大紀町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

(カ) (ア)～(オ)のいずれかに該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

(キ) 大紀町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、

当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

- (ク) 大紀町が近隣の他の市町村と共同でこれらの市町村の区域内において（ア）～（キ）のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。
- (ケ) 三重県が、大紀町を含む三重県内の複数の市町と連携し、当該連携する市町内において（ア）～（キ）のいずれかに該当するものを三重県及び連携する市町の共通の返礼品等とするもの。
- (コ) 三重県が大紀町を含む県内の複数の市町において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市町を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。
- (サ) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた（ア）～（コ）のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

#### 4. 返礼品の登録

取扱事業者は、返礼品として提供しようとする商品やサービスの価格、画像、詳細情報、その他大紀町が求める登録に必要な情報等を大紀町及び委託先事業者を提供するものとする。

#### 5. 返礼品の価格について

- (1) 1件あたりの返礼品の価格は、梱包料、消費税等の経費を含め、1,500円以上であること。（送料は別途大紀町が負担する。）
- (2) 返礼品の価格は、市場価格を参考に設定すること。
- (3) 返礼品等の詰め合わせや組み合わせを可能とする。
- (4) 返礼品に対する寄附額は、返礼品の価格（税込）の割合が3割を超えないように町が設定する。

#### 6. 取扱事業者のメリット

- (1) 人気の返礼品となれば、全国への新規販路の開拓・販売拡大の機会となります。
- (2) 返礼品等の発送時に、自社の商品やサービスのPRを目的として、自社のカタログ、チラシやパンフレットを同梱することができます。
- (3) 大紀町が契約している複数のふるさと納税ポータルサイトに、返礼品の商品画像、商品名、取扱事業者名、商品説明文等を掲載します。

- (4) パンフレット等の印刷物に、返礼品の商品画像、商品名、取扱事業者名、商品説明文等を印刷する場合があります。

## 7. 返礼品取りまとめ委託事業者

効率的な運営、返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、返礼品における取扱業務全般を、下記事業者に委託しています。

株式会社 松阪電子計算センター（大紀町ふるさと納税センター）

住 所：〒518-0411 三重県名張市滝之原1050番地

電話番号：0595-41-0566

E-MAIL: [taiki-furusato@matsusaka.co.jp](mailto:taiki-furusato@matsusaka.co.jp)

## 8. 返礼品取扱事業者応募方法等

### (1) 募集期間

年度を通して随時受付しております。

### (2) 有効期間

返礼品取扱事業者及び返礼品等は、登録決定日からその年度の属する末日までとしますが、何らかの申し出がない場合は、継続することといたします。

- (3) 大紀町HPから事業者登録申請書及び返礼品登録申請書をダウンロードし、必要事項をご入力の上、商品画像と併せてご提出ください。

大紀町HP：<http://www.town.taiki.mie.jp/>

提 出 先：[furusato-taiki@town.mie-taiki.lg.jp](mailto:furusato-taiki@town.mie-taiki.lg.jp)

## 9. その他の留意事項

- (1) 返礼品等の決定は、ふるさと納税の趣旨等を考慮し、大紀町が最終決定を行います。
- (2) 寄附者が希望する返礼品を選択するため、年間を通じて発注がない場合があります。
- (3) 返礼品として採用するにあたり、内容の調整等をお願いする場合があります。
- (4) 返礼品取扱業者の代表者の変更、事業所の所在地、名称等の変更があった場合又は採用された返礼品等の変更、休止または廃止する場合は、事業者登録申請書又は返礼品登録申請書を速やかに大紀町に提出してください。
- (5) 返礼品等の品質等に関して、寄附者からの評価を高めるよう努め、寄附者からの評価を下げることをしないよう留意し、寄附者からご意見や苦情等

があった場合は、真摯に対応して解決に努め、大紀町及び取りまとめ委託事業者へ必ず報告してください。

苦情等による返礼品の回収、代替品による補償、交換及び再配送等に関して、大紀町は一切の責任を負わないものとし、この対応にかかる費用は、返礼品取扱業者の負担とします。（返礼品取扱業者の瑕疵によらない場合を除く。）

（６）大紀町は、応募内容に虚偽があった場合、大紀町に損害を及ぼす行為があった場合又は取扱事業者及び返礼品等が本要項に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消す場合があります。

（７）ご不明点等がございましたら、下記へご相談ください

#### 10. お問い合わせ

大紀町役場 商工観光課

〒519-2703 三重県度会郡大紀町滝原1610番地 1

TEL:0598-86-2243 FAX:0598-86-3500

Email: [furusato-taiki@town.mie-taiki.lg.jp](mailto:furusato-taiki@town.mie-taiki.lg.jp)